

高座清掃施設組合議会会議録

令和元年第2回定例会

令和元年10月24日

議 事 日 程

令和元年10月24日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3		議席の指定について
4	報告第3号	継続費精算報告について（施設整備に係る土壌汚染調査）
5	議案第10号	高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
6	議案第11号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
7	認定第1号	平成30年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について
8		一般質問

高座清掃施設組合議会第2回定例会会議録

令和元年10月24日（木）午後2時17分、高座清掃施設組合議会第2回定例会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

1 出席議員 15名

上 沢 本 尚 君	荻 原 健 司 君
齊 藤 慶 吾 君	池 田 徳 晴 君
三 谷 小 鶴 君	倉 橋 正 美 君
佐 竹 百 里 君	鶴 指 眞 澄 君
松 本 春 男 君	山 口 良 樹 君
松 澤 堅 二 君	佐々木 弘 君
加 藤 陽 子 君	宇田川 希 君
松 橋 淳 郎 君	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

- 日程4 報告第3号 継続費精算報告について（施設整備に係る土壌汚染調査）
- 日程5 議案第10号 高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程6 議案第11号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程7 認定第1号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

4 説明のため出席した者 11名

組 合 長 内 野 優 次	長 木 村 洋
副 組 合 長 遠 藤 三紀夫	専任参事兼総務課長 小野沢 直 仁

副組合長 古塩政由 施設課長 鴨志田克巳
会計管理者 安齊准子 施設課主幹 守屋昌治
代表監査委員 上原昌弘 総務課主幹 鈴木茂
事務局長 石井一義

5 出席した事務局職員 4名

総務課主査 渡部陽子 総務課主任主事 山田健太
総務課主査 菊地康之 総務課技術員 大矢英貴

6 会議の状況 (午後2時17分 開会)

◎議長（上沢本尚君） ただいまの出席議員は、議長を含めた議場内議員数14名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和元年第2回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

〔組合長（内野 優）登壇〕

◎組合長（内野 優君） 本定例会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中、令和元年第2回定例会にご参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、9月30日に発生いたしましたマテリアルリサイクル施設での火災事故につきましましては、議員各位を初め地域の皆様にご心配をおかけしまして、まことに申しわけありませんでした。皆様の安全安心な生活の基盤を守るため、火災のみならず防災対策、危機管理体制につきましましては、今後一層、運営事業者とも連携調整をしながら進めてまいります。

本日の提案は、報告事項1件、決算認定1件、議案として条例の制定が2件ございます。ご審議のほどよろしくご願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくご願いします。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎議長（上沢本尚君） 組合長の挨拶が終わりましたので、これより会議を開きます。

例月出納検査及び定期監査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付されたとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(上沢本尚君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第99条の規定により、議長において、三谷小鶴議員、加藤陽子議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定を行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。7番加藤陽子議員、8番松橋淳郎議員、9番荻原健司議員、10番池田徳晴議員。以上でございます。

それでは、組合長より、本定例会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

[組合長(内野 優)登壇]

◎組合長(内野 優君) 本日提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、報告第3号 継続費精算報告について(施設整備に係る土壤汚染調査)についてでございます。一般会計予算の継続費に係る施設整備に係る土壤汚染調査が完了し、継続費精算報告書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。詳細につきましては、次長から説明いたします。

次に、議案第10号 高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。本条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに会計年度任用職員制度が創設されたため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めたいものでございます。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

次に、議案第11号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてでございます。本条例につきましては、新たに会計年度任用職員制度の導入に伴い、関連する条例に所要の改正を行うためでございます。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

次に、認定第1号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入につきましては、予算現額114億4,915万5,200円に対し、収入済額115億412万3,838円でございます。歳出につきましては、予算現額114億4,915万5,200円に対し、支出済額108億8,965万649円で、歳入歳出差引額は6億1,447万3,189円でございます。翌年度繰越額は1,926万5,600円ですので、実質収支額は5億9,520万7,589円となります。この決算につきましては、去る9月13日に監査委員のお2人から審査意見書をいただいております。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。以上のおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、一括説明を終わります。

〔組合長（内野 優）降壇〕

〔佐竹百里議員 入室〕

◎議長（上沢本尚君） 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

日程第4 報告第3号 継続費精算報告について（施設整備に係る土壌汚染調査）を議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（木村 洋君） それでは、報告第3号 継続費精算報告について（施設整備に係る土壌汚染調査）につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。継続費として設定いたしました施設整備に係る土壌汚染調査が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりご報告をさせていただくものでございます。

2ページでございます。平成30年度高座清掃施設組合一般会計継続費精算報告書でございます。

科目です。2款総務費1項総務管理費、施設整備に係る土壌汚染調査でございます。

事業内容でございますが、平成29年度から30年度までの2カ年の継続事業で、ごみ収集車の災害時の代替ルート整備に伴い、区画形質の変更が生じるために調

査をしたものでございます。

金額でございます。報告書最下段の合計額をごらんください。全体計画の年割額1,652万4,000円でございます。実績の支出済額でございます。861万8,400円でございます。財源内訳は、全額一般財源となっております。年割額と支出済額の差は790万5,600円でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 報告第3号は、地方自治法施行令の規定による報告でありますので、ご了承願います。

次に、日程第5 議案第10号 高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 議案第10号 高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長より申し上げたとおりでございます。本案は、地方公務員の臨時・非常勤職員の見直し等を目的とする地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、新たに会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償を条例で定めるものでございます。

条例の主な内容でございますが、第2条では、会計年度任用職員に給付される給与等の種類について規定してございます。

次に、第3条から第16条までは、フルタイム会計年度任用職員に対する給与について、給料や諸手当等について規定するものでございます。

また、第17条から第26条及び第29条、第30条は、パートタイム会計年度任用職

員に対する給付について、報酬、期末手当、費用弁償等について定めるものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を令和2年4月1日といたしたいものでございます。以上、議員各位におかれましては、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） 1点伺いたいと思います。会計年度任用職員で、こちらの組合のほうでは3人の方が今回の変更の対象になるというふうに伺っております。それぞれどういった職種で、どういった仕事をされているのか、伺いたいと思います。

◎議長（上沢本尚君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 現在3名の職員がおりますけれども、1名は非常勤特別職職員でございまして、週3日勤務で、例規等法令関係、訴訟関係等全般についての職務に従事しております。

また、臨時的任用職員2名は週5日勤務で、主に事務補助ということで、資料作成の補助やデータ等入力等の職務をやっています。以上です。

◎議長（上沢本尚君） 佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） わかりました。最初の非常勤特別職の職員は、1名の方がいらっしゃる、今回対象になるということなんですけれども、どういった経歴の方がどういった肩書でやられているのか、確認したいと思います。

◎議長（上沢本尚君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 元副市長、また、市の職員等を歴任された方でございます。肩書は事務嘱託員ということで、非常勤特別職になっております。以上です。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。佐々木弘議員。

◎（佐々木 弘君） 当議案に対して反対の立場で討論をしたいと思います。

この議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正を受けて、会計年度任用職員という新たな仕組みを導入し、臨時、非常勤の組合職員を移行させるために制定するものと理解しております。同制度は原則1年限定の雇用制度となっており、任用期間の限度を最長1年と定めることで、雇いどめにつながるおそれがあります。公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とする原則から逸脱した上位法の改正であり、この改正に伴う本組合の条例改正に対して反対することを述べて討論とします。

◎議長（上沢本尚君） 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（上沢本尚君） 次に、反対意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（上沢本尚君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（上沢本尚君） 挙手多数であります。よって、議案第10号 高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第11号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 議案第11号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の15ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきまして

は、先ほど組合長より申し上げましたとおりでございます。本案は、議案第10号でご説明いたしました会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する7つの条例を一部改正するものでございます。

第1条の高座清掃施設組合議会議員の議員報酬及び非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例は、会計年度任用職員へ移行する職を除外するものでございます。

第2条の高座清掃施設組合一般職の職員の分限に関する条例は、会計年度任用職員を休職の分限処分の対象に加えるとともに、休職の期間を任命権者が定めるものとするものでございます。

第3条の高座清掃施設組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例は、パートタイム会計年度任用職員に対する報酬を減給の対象とするものでございます。

第4条の高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員に関する文言の整理でございます。

第5条の高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例は、会計年度任用職員の給与について条例で定めることを規定するものでございます。

第6条の高座清掃施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、フルタイム会計年度任用職員を公表の対象に加えるものでございます。

第7条の高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例は、育児休業ができる職員及び対象となる子供の範囲を明確にするものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を令和2年4月1日といたしたいものでございます。以上、議員各位におかれましては、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたしま

す。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(上沢本尚君) 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(上沢本尚君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(上沢本尚君) 挙手多数であります。よって、議案第11号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 認定第1号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。事務局長の報告を求めます。事務局長。

◎事務局長(石井一義君) それでは、認定第1号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書をごらんいただきたいと存じます。決算書の2、3ページをお開きいただきたいと存じます。歳入でございます。主に収入済額で説明をさせていただきます。

1 款分担金及び負担金は、収入済額16億8,127万円でございます。収入済額の内訳でございますが、運営費分担金13億4,870万円、建設費分担金1億9,073万4,000円、人件費分担金3,200万円、周辺環境整備費分担金1億983万6,000円でございます。前年度と比較しますと、20.6%、4億3,653万3,000円の減少となりました。これは、既存施設の維持管理に係るコストの縮減による運営費分担金の減額によるものでございます。

2 款使用料及び手数料は、収入済額4億6,632万7,465円でございます。主なものは、2 項手数料4億6,573万9,250円でございます。前年度と比較しますと、4.7%、2,102万2,650円の増加となりました。これは、事業系一般廃棄物の搬入増加に伴います手数料の増額によるものでございます。

3 款国庫支出金は、収入済額28億9,532万5,000円でございます。前年度と比較しますと、75.5%、12億4,535万4,000円の増加となりました。これは、主に循環型社会形成推進交付金の増額によるものでございます。

4 款県支出金は、収入済額 3 億円でございます。前年度と比較しますと、10.2%、2,769万3,000円の増加となりました。これは、新ごみ処理施設整備に伴います市町村自治基盤強化総合補助金の増額によるものでございます。

5 款繰越金は、収入済額 4 億640万3,234円でございます。前年度と比較しますと、7.1%、2,705万3,969円の増加となりました。これは、純繰越金の増額によるものでございます。

6 款諸収入は、収入済額2,989万8,139円でございます。主なものは、2 項雑入が2,989万3,390円でございます。前年度と比較しますと、6,409.8%、2,943万8,860円の増加となりました。これは高効率ごみ発電施設電気工事負担金の返金が主な要因でございます。

7 款組合債は、収入済額57億2,490万円でございます。前年度と比較しますと、50.2%、19億1,440万円の増加となりました。これは、ごみ処理施設建設事業に充てる衛生債の増額によるものでございます。

収入合計でございますが、収入済額115億412万3,838円、不納欠損額、収入未済額ともにございませぬ。前年度と比較しますと、32.6%、28億2,842万9,479円の増加となりました。

続きまして、4、5 ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございます。こちらにも主に支出済額で説明をさせていただきます。

1 款議会費は、組合議会の運営に要する経費で、支出済額103万4,270円、前年度と比較しますと、5.1%、5 万5,071円の減少となりました。

2 款総務費は、総務関係の管理運営に要する経費で、支出済額 4 億1,092万2,093円、前年度と比較しますと、1.2%、498万3,212円の増加となりました。主なものは、1 項総務管理費 4 億1,082万94円でございます。主な支出は、総務関係職員の人件費、最終処分場の土地借地料、構成三市への交付金等でございます。

3 款民生費は、本郷老人福祉センターの維持管理に要する経費で、支出済額 2,396万3,424円、前年度と比較しますと、0.3%、6 万3,762円の減少となりまし

た。主な支出は指定管理料でございます。

4款衛生費は、ごみ処理施設等に関する経費で、支出済額101億905万8,037円、前年度と比較しますと40.2%、28億9,850万8,689円の増加となりました。主な支出は、施設課職員の人件費、既存施設の整備補修費、一般廃棄物運搬及び溶融処理事業、新ごみ処理施設周辺道路改良工事、ごみ処理施設建設費でございます。

なお、去る10月12日、大型で非常に強い台風19号が当施設を含みます関東地方を縦断しましたが、当施設敷地は、過去に目久尻川の氾濫等により何度か浸水をしていますので、新施設建設に当たりましては、ともに擁壁等による浸水対策をしており、被害はありませんでした。また、目久尻川の氾濫等による東側の搬入道路が通行できない場合を想定いたしまして、災害時の搬入ルート確保策として周辺道路拡幅工事を施工させていただきましたが、12日当日は、搬入開始後間もなく、目久尻川沿いの道路が冠水で通行どめとなり、その後は整備をいたしました西側ルートによりスムーズな通行、搬入ができました。

続いて5款土木費でございますけれども、公園整備に要する経費で、支出済額1億5,038万2,247円、翌年度繰越額は1,926万5,600円でございます。前年度と比較しますと、68.3%、3億2,348万5,670円の減少となりました。これは、前年度に公園整備（第1工区）の98%の用地取得が完了したことによるものでございます。主な支出は、本郷公園（第1工区）整備工事、公園整備（第1工区）に必要な水路暗渠化整備に伴います海老名市への交付金でございます。

6款教育費は、屋内温水プールの維持管理に要する経費で、支出済額1億2,118万1,838円、前年度と比較しますと、0.5%、65万7,600円の減少となりました。主な支出は、温水プール設備補修や指定管理料でございます。

7款公債費は、し尿処理施設建設事業、ごみ処理施設建設事業及び本郷公園整備事業に関する償還元金と利子で、支出済額7,310万8,740円、前年度と比較しますと、128.6%、4,112万9,726円の増加となりました。

8款予備費の支出充用はございません。

歳出合計でございますが、支出済額108億8,965万649円、翌年度繰越額1,926万5,600円、不用額5億4,023万8,951円でございます。前年度と比較いたしますと、31.7%、26億2,035万9,524円の増加となりました。欄外になりますが、歳入

歳出差引残額は6億1,447万3,184円でございます。

8ページから45ページまでは平成30年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。後ほどご高覧いただきたいと存じます。

48ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は115億412万3,000円、歳出総額は108億8,965万円、歳入歳出差引額は6億1,447万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源でございますが、継続費逓次繰越額は1,802万6,000円、繰越明許費繰越額は124万円、事故繰越し繰越額はございません。合計1,926万6,000円で、実質収支額は5億9,520万7,000円でございます。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定によります基金繰入額はございません。

50ページ以降に財産に関する調書を記載させていただいております。

また、別冊で、監査委員の審査意見書、歳入歳出決算説明資料等を提出させていただいておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。以上、平成30年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算でございます。よろしくご審議をいただき、認定いただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

◎議長（上沢本尚君） 本決算については、監査委員の審査を受けております。代表監査委員より、審査結果について、総括的なご報告をお願いいたします。代表監査委員。

◎代表監査委員（上原昌弘君） かしこまりました。それでは申し上げます。

平成30年度の当組合の一般会計歳入歳出決算につきましては、齊藤監査委員と審査を行い、審査意見書として取りまとめましたので、ご報告いたします。

意見書の1ページをお開き願います。そこの4番目、審査の結果についてまず申し上げたいと思います。

一般会計歳入歳出決算書、関連する明細書及び調書は、いずれも関係法令の定めるところに従って作成されており、金額は正確に記載されておりました。また、本会計の予算の執行も、全般的に効率的かつ適正に行われているものと認められました。以上が結論でございます。

次に、審査の概要と意見について、簡単に申し上げたいと思います。

概要につきましては、意見書の2ページから16ページまでに全体的な収支と歳入と歳出の款別説明を行って記載してございますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

続きまして、17ページをお開き願います。むすびといたしまして、本年度の決算状況、それから事業概況、要望事項を記載しておりますので、その要点をご説明させていただきます。

まず、決算の状況でございますが、歳入総額は、ごみ処理施設更新事業の特定財源として国庫支出金、県支出金、組合債等を確保したことにより115億412万3,838円となり、前年度に比べ28億2,842万9,479円増加しております。歳出総額につきましては108億8,965万649円となり、前年度に比べ26億2,035万9,524円増加しております。このように、歳入及び歳出決算額が大幅に増加した理由は、平成27年度に着手し、平成30年度に完成した新しいごみ処理施設の更新事業によるものでございます。

ちなみに、この辺の増加状況を指数的に申し上げますと、5年前の平成26年度の収支額を100としますと、この30年度につきましては300で、3倍になっているという形でピークを迎えているということでございます。そういう意味では、当組合の事業の流れとしては、1つのターニングポイント、そんな時期だったように思います。

続きまして、事業の概況でございますが、本年度のごみ搬入量は7万4,978 tとなり、前年度と比べ501 t増加しております。この内容につきましては、家庭用可燃ごみは前年度に比べ428 t減少しましたが、一方で事業系ごみが前年度に比べ840 t増加し、総量は501 t増加しているということでございます。パーセンテージでいきますと、前年比で0.7%という増加でございました。

ごみの削減状況は、組合を構成する三市におきまして、平成12年度を基準として令和3年度までに30%削減とする目標を設定していますが、平成30年度の削減率は17.5%となり、前年度の削減率18.0%から若干の後退をしていることから、構成市においては、新しい施設の処理能力オーバーのリスクを踏まえながら、ごみ削減に係る目標達成に向け、一層の努力が必要と思っております。

関連施設につきまして申し上げます。屋内温水プール及び本郷老人福祉センターの利用者数は、屋内温水プールが14万5,169人となり、前年度に比べ3,836人増加し、本郷老人福祉センターは7,456人となり、前年度に比べ152人減少しております。こういう現状を見ますに、周辺住民の方々、あるいは三市の市民の方々との関係において、一定の役割を果たしているというふうに言えるかと思えます。

それでは最後に、要望事項をまとめてみました。総事業費178億円を投じた新ごみ処理施設整備事業は平成30年度に完成し、新ごみ処理施設の運営、維持管理は、令和元年度から20年間、民間事業者を受託し行うことになっています。この施設投資に伴い、借り入れた地方債等の償還がこれから始まるとともに、本郷（第2工区）周辺環境整備事業や旧処理施設解体等、多大な費用を要する事業も予定され、構成三市の財政負担が想定されるところでございます。こうした状況の中、ごみの削減率は停滞しており、計画どおりごみ削減が進まない場合には、処理費用増加に伴うさらなる構成三市の財政負担も懸念されます。構成三市から排出される一般廃棄物を安全かつ安定的に処理することは組合の責務でありますので、構成三市民の方々の税金が充てられていることを再認識し、ごみ削減に向けて、組合と構成三市が実情に応じた削減の取り組みとその実行を強く要望するところでございます。

それでは、まとめに入らせてもらいます。平成31年4月1日より、高座クリーンセンターとして全面的にリニューアルオープンしましたが、日常の市民生活に欠かせない廃棄物処理業務をこれからも円滑に進めるために、山積する諸問題に構成三市と共同で取り組むとともに、周辺住民との信頼関係を堅持し、新しい令和の時代に向けた組合運営に尽力されることを期待します。以上がまとめでございます。終わります。

◎議長（上沢本尚君） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。加藤陽子議員。

◎（加藤陽子君） 8ページの歳入の手数料について、衛生手数料について伺います。昨年度の2018年度は4,657万円ということで、その前の年よりも4.7%増えて、監査の方からお話しありましたが、2010年度から2018年度まで増加し続けています。市民のごみはこの10年減り続けていますけれども、事業系のごみに対して効果のある対策が求められているところでありますが、そこで伺うのが、搬入物の検査について伺います。

1点目は、10月までの高座の職員の方による搬入物検査、展開検査の実施頻度、人員の配置、そして以前お聞きしたときは、検査基準の項目が缶、瓶、不燃物ということで、産廃である廃プラスチックの混入対策も取り組んでいくとのお話もありましたけれども、そのときの状況について伺います。そして、その廃プ

ラスチックの混入の基準を設けたのについても伺います。

2点目は、同じくなんですが、11月からは、SPC、特別目的会社、高座エコクリエーション株式会社が運営になって、どのような搬入物検査が行われているのかを伺うんですが、同じく実施の頻度、人員配置、そして検査の基準について、そして運営が変わったことによって、SPCになっての課題はあるのかという点を伺いたと思います。

◎議長（上沢本尚君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） ただいまの加藤陽子議員の質問にお答えいたします。

まず、事業系ごみの検査につきまして、高座清掃施設組合、私どもで検査を初めたのは、実際には8月から実施を開始しています。実施頻度につきましては、私どもの職員がやっている回数ですが、大体日量15台前後を実施しております。これに対する人員につきましては、組合職員3名で行っております。対象物につきましては、私どもの搬入基準を定めておりますので、それに沿って検査をしているところでございます。

2点目のSPCの検査につきましてです。まず、SPCの対応する人数ですけれども、4名から5名で、搬入物の検査につきましては、私どもの搬入基準に沿った形で検査をしていただいております。

今後の課題ですけれども、SPCの検査回数が1日1台から2台程度というところもございまして、その分を補って組合職員が実施しているところでございます。SPCの職員の方々がもう1点、そこの精度を上げていくなどは、今後協議をしなければいけないかなというふうには思っております。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 加藤陽子議員。

◎（加藤陽子君） ありがとうございます。答弁にちょっとなかったかと思うんですが、廃プラスチックの取り組みについてお聞きしたくて、基準などありましたらというところもあわせてご答弁をお願いします。

◎議長（上沢本尚君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） 失礼いたしました。廃プラスチックの関係ですけれども、もともと事業系の廃プラスチックにつきましては産業廃棄物というカテゴリーでございまして、私どもは一般廃棄物処理施設でございまして、そこ

ら辺の啓発などは、事業者への納入手数料にチラシとかを投入させていただきまして、啓発をしているところでございます。ですので、そもそも私どものところには、廃プラスチックはいわゆる産業廃棄物ですので、混入してはいけないものでございますので、今回さらに強化をして、これを周知啓発していきたいと思っているところでございます。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありませんか。松本春男議員。

◎（松本春男君） すみません、今気づいたもので、決算書の35ページと52ページの機材の関係でちょっと確認なんですけれども、35ページの機材では、パワーショベル借料、それからフォークリフト借料、ショベルローダー借料、リーチローダー借料とあるんですけれども、52ページでは、ショベルローダーとフォークリフトというのが備品としてある。あとのパワーショベルとリーチローダーは、借料が結構高いから記載するような金額だと思うんですけれども、これら2点は備品の台帳からどうなのかという点。

それからもう1個は、52ページの一番下にバックフォアがあるんですけれども、これが35ページの借料には逆に載っていない。ですから、35ページに載っている4つのうちの2つが52ページにあるんですけれども、2つがないというのと、逆に52ページにあるんだけど35ページにないというのがある。この状況。

もう1つは、35ページのコンテナハウスというのは、これはもう前のところのだから、今回で消えるのか。この3点でお聞きします。

◎議長（上沢本尚君） 施設課主幹。

◎施設課主幹（守屋昌治君） お答えいたします。35ページにございますパワーショベル、リーチローダーにつきましては、古い施設のときに、この3月まで使っていた機材でございます。52ページにございますショベルローダーにつきましては、新しい施設でSPCのほうに貸与しているような形で、組合の所有ですが、使用しているのは新施設のほうでSPCが使っているというような形で、備品として計上してございます。それとコンテナハウスでございますけれども、こちらは新施設の搬入が終了した時点でリースのほうも終了してございます。バックフォアも新しい施設のほうで使用するものでございまして、組合のほうからの貸与という形になってございます。

なお、35ページにございます借料の載っているものはリース物件でございますので、組合の備品にはなっていないので、後ろの表には載せておりませんでした。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本件を認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（上沢本尚君） 挙手全員であります。よって、認定第1号 平成30年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決しました。

次に、日程第8 一般質問を行います。

この一般質問は、10月11日午後5時までに通告のあった1名の議員の発言を許します。加藤陽子議員の発言を許します。加藤陽子議員。

〔加藤陽子議員 登壇〕

◎（加藤陽子君） 座間市議会選出の加藤陽子です。

これより事業系ごみの処理手数料について一般質問を行います。

この10年、高座清掃施設組合の焼却炉に搬入されるごみの総量は、微増、微減のほぼ横ばいです。これは、市民が出す家庭系可燃ごみは減少してきましたけれども、事業系のごみは増加しているためです。2011年度から昨年度まで事業系は増え続けており、昨年度、2018年度の1万8,629 tは、2017年度の100.45%、

2010年度と比較すると141.5%にもなっています。そして、2011年度、事業系ごみは全体の18%を占めていましたが、昨年度の2018年度は25%にもなりました。新しい焼却炉の整備計画量は、それ以前の30%削減ということの設定で、また、災害ごみを加えてということで6万5,576 tとしているところ、昨年度の搬入量が7万4,978 tというのは、9,202 tオーバーしており、新炉への負担がかかっています。事業系ごみへの効果的な対策をしていく必要があります。

これまでも私ども神奈川ネットワーク運動では、処理手数料の検討を提案してきましたけれども、その中で、ことしの5月に策定された座間市の事業系ごみの減量基本方針において、処理手数料改定に向けた検討が必要であると書かれています。また、座間市においても、検討を進めているとの答弁がありました。処理手数料については、綾瀬市、海老名市、座間市、高座清掃施設組合の4者で協議するとのことですが、高座清掃施設組合としては、手数料の改定についてどう考えるのか。より高い金額への改定は、ごみの抑制、食品リサイクルへの誘導として有効と考えますが、見解を伺います。

次に、手数料単価の設定についてですが、東京の3多摩地域では、手数料単価を1.5倍から2倍に改定しているところも多くて、武蔵野市のようにキロ当たり20円から40円に上げることで28%の削減となって、食品リサイクルへの誘導を進めたところもあります。処理手数料単価の算出に関して、環境省では、2013年の一般廃棄物処理有料化の手引きの中で、事業系一般廃棄物については、廃棄物の処理にかかわる原価相当の料金を徴収するのが望ましいとありますけれども、これに関しては自治体によって、処理コストの何割という設定をしたり、また、処理コストと同額としたりなど、さまざまです。その処理コストの出し方については、多摩川衛生組合や多摩ニュータウン環境組合、藤沢市等ほかありましたが、減価償却費用や建設費用を入れるところもあります。

現在までの高座清掃施設組合の手数料設定における処理コストの算出に当たっては、減価償却費用、公債費用、建設費用は含まれていません。しかし、今後の処理手数料改定に当たっては、それらを含めて搬入量分の処理コストを算出していく必要があると考えますけれども、見解を伺います。1回目の質問を終わります。

〔加藤陽子議員 降壇〕

◎議長（上沢本尚君） 組合長の答弁を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君） 加藤陽子議員のご質問にお答えいたします。

処理手数料についてでございますけれども、廃棄物処理手数料の改定、値上げは、事業系ごみ減量化のための有効な施策の1つであると認識しております。そういった面では、高座清掃施設組合も、高座クリーンセンターとして生まれ変わって、178億円の投資をしてこの建物が建ちました。そういった面では、この機を捉えて、手数料改定による減量効果、手数料単価の設定根拠等、まずはいろいろな形の中で、今言われた東京3多摩の状況や、あるいは県下の状況等を調査するよう職員に指示をしております。この調査結果を踏まえて、構成三市と綿密に協議しながら、今後の方向性を決定していきたいというふうに思っています。以上であります。詳細につきましては事務局長が答弁いたします。

◎議長（上沢本尚君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） まず、事業系一般廃棄物の処理手数料でございますけれども、2点目のご質問の単価設定の根拠、算出も含めてご答弁をさせていただきます。

当組合の現在の処理手数料は10k g 250円でございますけれども、これにつきましては、ごみ処理にかかる人件費、焼却の際に使用する薬剤等の消耗品費、排ガス等の分析費、焼却灰の処理委託費、施設修繕費等、単年度に発生する経費をごみ処理原価として、それをもとに処理手数料の参考としております。

県内では、昨年10月から処理手数料を改定した藤沢市が、10k g 200円から10k g 270円に改定をされました。藤沢市の処理手数料には、施設建設にかかわる原価償却費は含まれていないとのことでしたが、起債利子の償還額は単価設定の根拠にしているということでございました。当組合の単価設定には、こういった起債利子の償還額は現在含めておりませんので、参考にさせていただくと同時に、建設に係る減価償却費を含めていない理由等も含めて、さらなる確認をさせていただきたいと考えております。

また、県外の事例等も調査する中で、単価設定の根拠とあわせまして、料金改定による減量効果、そういった面も参考とさせていただきまして、いろいろなパターンの試算をする中で、構成市と行う他の減量化策の効果等も見きわめながら、料金設定の方向性についても協議検討をしていきたいと考えております。以

上です。

◎議長（上沢本尚君） 再質問ありませんか。加藤陽子議員。

◎（加藤陽子君） ありがとうございます。2点ほどお聞きしたいんですが、改定の方向だということをご答弁いただきまして、1点目は、手数料改定によって事業系ごみ減量の大体どれくらいを目指しているというのがあれば、お聞きしたいと思います。

2点目が、いろんな金額設定があると思うんですが、やはり食品リサイクルに回る、誘導できるような設定を目指さないことには効果がないとも考えられますが、その点についての見解を伺います。

◎議長（上沢本尚君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） まず、減量の目標ということなんですが、今、具体的にそういった数字は持ち合わせておりませんが、他の例で減量効果もあわせて調査をさせていただきます。現在、藤沢市に確認したところでは、昨年、単価を改定して、今年度5%減ったということでした。これはいろんな金額等によってその辺の数字というのは変わってくると思いますので、いろんな例を参考にする中で、うちとしてもどのくらいが目標なのかというのを含めて考えていきたいと思っております。

あと、料金設定の関係なんですけれども、先ほど、建設に係る部分がうちは入っていない、他のところでは入っているところもあるということなので、含めると幾らになるのかといったことも含めて、実際、食品リサイクルに回す単価も参考にしながら、いろんな金額を試算している中で、構成市とも協議をして金額を考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

◎議長（上沢本尚君） 以上で加藤陽子議員の一般質問を終結します。

本日提案された議案については全て議了いたしましたので、これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には大変ご苦労さまでした。

（午後3時13分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和元年10月24日

高座清掃施設組合議会議長 上 沢 本 尚

高座清掃施設組合議会署名議員 三 谷 小 鶴

高座清掃施設組合議会署名議員 加 藤 陽 子